

地場産品等支援事業「西尾抹茶のトモ菓子」&「ばら小町」
PR支援業務委託仕様書

1 委託業務名

地場産品等支援事業「西尾抹茶のトモ菓子」&「ばら小町」PR支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 事業目的

昨今の原材料費・人件費高騰の影響を受ける市内和菓子店を支援するため、抹茶と和菓子の相乗効果によるパンフレット作成等を通じた魅力的な商品紹介とプロモーションを実施する。これにより、和菓子のブランド価値向上と消費拡大を図るとともに、和菓子産業の活性化と地域経済の発展に貢献し、市民の地域への誇りや愛着の醸成を促進することを目的とする。

4 定義

(1) 西尾抹茶のトモ菓子

ア 名前の由来

「西尾抹茶に寄り添うお供、友達」という意味を込めた造語

イ テーマ

(ア) 西尾抹茶の風味、香り、苦味、旨味を引き立て、または調和する、各店舗自慢の“抹茶に合う逸品“(既存商品、新商品は不問)

(イ) 原材料に抹茶を使用しないことで、抹茶スイーツとの差別化を図る。

(2) ばら小町

ア 名前の由来

以下の要素を組み合わせて名付けた造語

(ア) 「茶ぼーず」との対比

「茶ぼーず」は、市町合併以前に旧西尾市内の菓子店が「抹茶」と「豆乳」を共通原材料として開発した共通コンセプト菓子。現在も一部の和菓子店で販売されている。

(イ) 市のシンボルフラワー「にしお小町」

平成11年に西尾市でバラサミットが開催されたことを機に、市の花であるバラをシンボルフラワーに選定することになった。これを受け、当時業者が開発していた新種の中から「にしお小町」と命名され、品種登録されたバラの名称

イ テーマ

(ア) 市の花「バラ」をモチーフにした統一コンセプト菓子で、「バラらしさ」を形やデザインで表現した和菓子。

※和菓子そのものの形状、色彩、素材の組み合わせ等により、「バラ」を視覚的または感覚的に想起させる表現を行うこと。

(イ) 原材料に抹茶を使用しないことで、抹茶スイーツとの差別化を図る。

5 委託内容

(1) 事務局の設置

業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を設置・確保すること。

(2) 「西尾抹茶のトモ菓子」のパンフレット作成業務

参加店舗（市内和菓子店30店舗程度を想定）の「西尾抹茶のトモ菓子」を商品写真＋コメント付きで紹介したパンフレットを作る。

ア パンフレットに掲載する写真の撮影を行うこと。

イ 構成・デザインについては、市と協議のうえ決定すること。

ウ 校正は初稿から最終稿まで計5回程度を予定すること。

エ 印刷部数は10,000部とすること。

オ 規格は以下のとおりとする。

仕上がり	A4判縦型
ページ数	12ページ程度
製本方法	中綴じ
刷り色	両面フルカラー
用紙	表紙・裏表紙：上質紙 本文：上質紙

(3) スタンプラリー（仮称）西尾の和スイーツお買い物マラソン実施業務

西尾市LINE公式アカウント（以下、「市LINEという。」）友だち登録者に対し、デジタル形式のスタンプラリーを実施する。

ア スタンプラリーの概要は下表のとおりとする。

参加対象者	市LINE友だち登録者 (参考) ・令和8年3月1日時点の人口 168,844人 ・令和8年3月1日時点の市LINE友だち登録者数 168,043人
実施期間	令和8年11月1日～令和9年1月31日
利用方法	・市LINEリッチメニューまたはブラウザからシステムに遷移し、上記実施期間に各登録店に設置する二次元バーコードを読み取ってスタンプを取得する。 ・発注者が指定した数のスタンプを取得した時点でシステムから応募できる仕組みとする。

集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の応募データを発注者がとりまとめ、抽選を実施し、委託事業者が当選者に対して景品を送付する。 ・景品は発注者が用意する。 ・参加から応募、抽選まで、すべてシステム内で行うものとする。
取扱店舗	本事業の参加店舗全店

- イ 周知ポスターを100枚作成すること。
- ウ 周知用ポスターのデザインについては市と協議のうえ決定すること。
- エ 店舗用の卓上POP（QRコード）を作成すること。
- オ 参加店舗用のシステム操作マニュアルを作成すること。

(4) 統一コンセプト菓子「ばら小町」PR業務

参加店舗が市の花であるバラをモチーフに創作する統一コンセプト菓子「ばら小町」の周知・広報活動の一環として、「ばら小町」を掲載したチラシおよび周知用ポスターを作成する。

- ア 全参加店舗の「ばら小町」を掲載したチラシを5,000部作成すること。
- イ チラシの企画は下表のとおりとする。

仕上がり	A4判縦型
ページ数	6ページ
製本方法	三つ折り
刷り色	両面フルカラー
用紙	上質紙

- ウ チラシに掲載する商品写真の撮影を行うこと。
- エ 周知用ポスター（カラー）を100枚作成すること。
- オ 画家・にしお文化芸術特命大使である斎藤吾朗氏が作成したオリジナルロゴを電子化し、チラシ等に効果的に活用すること。なお、当該ロゴの使用に係る氏への依頼及びデザイン料の支払いは市が行うものとする。
- カ チラシ及びポスターの構成・デザインについては、市と協議のうえ決定すること。
- キ 本事業及び「ばら小町」の事業効果を高めるための、効果的な情報発信・周知方法について具体的な提案を行うこと。
- ク 校正は初稿から最終稿まで計5回程度を予定すること。

(5) その他

参加店舗との撮影日時の調整や、その他業務に必要なやり取りを行うこと。

6 参加対象店舗

以下(1)~(3)のいずれにも該当する店舗とする。

- (1) 市内に所在する和菓子店
- (2) 商品を自社製造している和菓子店
- (3) 「西尾抹茶のトモ菓子」及び「ばら小町」の両企画に参加可能な和菓子店

※ここにおける和菓子店とは、主に和菓子（生菓子、半生菓子、干菓子）を製造・販売しており、かつその店舗で取り扱う全商品のうち半数以上を和菓子が占める事業者を指す。

7 スケジュール

本業務の契約後のスケジュールについて、概ね下表のとおり予定しているが、市と受託者で協議のうえ、変更する場合がある。

【参加店舗募集】

令和8年3月～令和8年4月下旬（市が実施）

【パンフレット作成業務】

令和8年6月上旬～8月下旬 写真撮影、デザイン・構成打合せ

令和8年8月下旬 校了

令和8年9月中旬 納品

【スタンプラリー業務】

令和8年6月～9月下旬 周知ポスター作成

令和8年10月中旬 周知ポスター納品

令和8年10月中旬～ 卓上POP作成、発送

令和8年11月～1月末 スタンプラリー実施期間

令和9年2月上旬～ スタンプラリー集計、抽選

令和9年3月中旬～ 景品発送

【統一コンセプト菓子「ばら小町」PR業務】

令和8年4月～6月末 オリジナルロゴの作成

令和8年4月～6月末 統一コンセプト菓子「ばら小町」の創作（参加店舗が実施）

令和8年7月～10月下旬 チラシの写真撮影、デザイン・構成打合せ

令和8年7月～10月下旬 周知用ポスターのデザイン・構成打合せ

令和8年11月中旬～ チラシ、ポスター納品

8 その他

(1) 実施体制

本業務に業務担当責任者（以下、「責任者」という。）を置くこと。責任者は業務従事者の指揮及び業務の遂行上必要となる市との調整等を行い、本委託業務全体の管理等を行う。責任者は定期的に発注者に対して進捗状況を報告すること。また、必要に応じ副責任者を配置すること。

(2) 実施計画書の作成

受託者は、本業務委託を円滑に遂行するために実施計画書を作成、提出すること。

(3) 完了報告

業務終了後、直ちに市に業務報告とともに完了届を提出しなければならない。業務報告の項目及び成果物の対象については市と協議すること。

(4) 守秘義務、遵守事項

本業務による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年西尾市条例第33号）及び関連規定を守ること。

(5) 損害賠償

省託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(6) 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者からの提案を受け、契約締結時に協議のうえ変更する場合がある。

(7) その他

ア 業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

イ 市との連絡調整については、必要に応じて打ち合わせ会議等を行うこと。

ウ 本業務を一括して再委託することを禁止する。ただし、必要に応じて市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

エ 本業務の実施に際し発生する成果物は、特に定めのある場合を除き全て市に帰属する。

オ 成果物等は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

カ 本仕様書に記載されていない事項は、発注者と協議の上決定すること。

キ 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。